

働く人のための

職場のお悩みQ&A

仕事上で直面するトラブルや悩みにお応えします。

問合 産業振興課／Tel674-7411

ID 004265



監修：
大阪府社会保険労務士会
大阪北摂支部

Q 定年が延長されるのはいつからでしょうか。会社の制度では定年は60歳ですが、65歳まで働き続けられるのでしょうか？



A 平成25年4月から改正「高年齢者雇用安定法」により、すべての企業に雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用確保が義務付けられています。

また4/1以降は、①定年制の廃止、②65歳までの定年の引上げ、③希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入のいずれかの対応を行う必要があります。

ここで注意したいのは「65歳定年制」が義務化となったわけではありません。例えば、定年を65歳未満に定めている企業が65歳までの「継続雇用制度」を設けた場合は、「定年は60歳のまま希望者のみを65歳まで雇用を継続する」ということで、労働者が継続雇用を希望しなければ、60歳で定年退職をすることもできます。